

| (改正後)   | (改正前)   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>1. ～ 8. (省略)</p> <p>9. (自動満期処理の特約)<br/> 前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(満期日が休日<br/> の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあ<br/> らかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。<br/> (1) ～ (4) (省略)</p> <p>10. ～ 23. (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(2024年4月1日現在)</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>1. ～ 8. (省略)</p> <p>9. (自動満期処理の特約)<br/> 前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(追加)</u> に自動<br/> 的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱いま<br/> す。<br/> (1) ～ (4) (省略)</p> <p>10. ～ 23. (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(2022年4月1日現在)</u></p> |